

ご あ い さ つ



「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月に施行されてから、3 年を経過しようとしています。この法律はそれまで身体・知的・精神など各法令等により実施されていた福祉施策を一元化するとともに、利用者本位のサービス体系への再編、障がい者の地域生活移行の促進、就労支援の強化などを行うことにより、障がい者の地域における自立した生活を支援することを目的としたものであります。国におきましては、この「障害者自立支援法」がより実効性の高いものとなるよう、その後様々な特別対策を講じており、平成 20 年 7 月には利用者負担限度額の更なる見直しも行っております。さらに平成 21 年度には、当初の予定通り施行 3 年経過後の制度改正も行われる見込みでございます。

一方、国連では平成 18 年 12 月に、障がいのある人の権利を保障し社会参加を促すため合理的配慮を義務付けた「障害者権利条約」が採択され、平成 19 年 9 月には我が国もこれに署名しており、今後、この条約の批准に向け、障がいのある方々の人権に配慮した様々な法的整備が図られてまいります。

このように障がいのある方々をめぐる福祉施策の展開は、大きく変化しているところでございます。

このような状況を踏まえ、本市におきましては、基本計画である第 6 次総合計画との整合を図り、この度平成 21 年度から平成 30 年度までを計画期間とした「熊本市障がい者プラン」を策定いたしました。

熊本市の市政運営の基本方針である「日本一住みやすく暮らしやすいまちづくり」の実現を目指して、全ての市民の皆様方が、その人らしく夢を持ち輝いて、住みなれた地域の中で生活できる社会の実現及びその支援体制の充実に、今後も、この計画に基づいて、取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりご提言をいただきました熊本市社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係の皆様方に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

熊本市長 幸 山 政 史